

所論諸論



光多
長溫

都市化研究公室理事長

今回は、官民連携スキームと会計法との関係について考えてみたい。
従来の公募発注では、官が詳細設計を描いてそれを建設業者を民間に発注させる「仕様発注」スキームが主流であった。これに対し、官民連携事業スキームでは、目的とする公共サービスを民間企業等の発想で実現する「性能発注」が基本となる。民間企業は、設計・建設・ファイナンス・運営・維持管理等の各ステップで、民間企業の経営力・技術力を發揮して官が行うよりも効率的・効果的に事業を実現する。

わが国における官民連携の嚆矢(こうし)は、やはりPFI(プライベート・ファイナンス・インシチフ)である。PFI-I

法（民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する法律）による促進に関する法律）による公的調達を規定する法制度は、1880年（明治22年）施行の「会計法」（およびこれを反映した地方自治法）がベースであり、PFI事業スキームを会計法上にいかげん位置付けるかの擦り合いで、それが行われた。しかし、「仕様発注」の考え方で、基本とする会計法体で、「性能発注」と「性能発注」の考え方で、格による一般競争入札を実現するため柔軟なスキームをベースとするPFI

会で随意契約を認める。すなわち、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合、(中略)及び競争に付する事が不利と認められる場合は、政令の定めによるところにより、随意契約によるものとする」(会社法第二十九条四)としている。この中で、入札、開札、最低価格落札等の厳格な規定がなされている。応募要項を公表し民

に会計法体系に位置付けられるのである。当初は水と油の関係に近かったが、結局、P.F.I事業の中でも比較的仕様発注に類似している「総合評価一般競争入札方式」は会計法の一般競争入札のカテゴリーに入ると解し、優先交渉権者と一定の条件交渉を行う「公募型プロポーザル方式」は随意契約とする。

また、随意契約によることができる場合は政令(予算決算および会計令)に個別列挙されるが、その中にP.F.I事業を付加することは難しく、結局、コンサルタント選定等で行われていた

公共調達考II

性能深压—215

による競争の対話
そのまま日本に持
ことは難しい。な
ども競争入
れ規約でも競争入
る様に(欧米諸国には
上限拘束性の予定
設定が必要とされ
ため、「予定価格

間からの提案を求め、企画競争（アプロボーザル）のとされるため、ヨーロッパのような（発注行為）の一つとして位置づけることとされた。これは、複数の業者から企画とは全く相反する体系では認められない。ましてや、ヨーロッパで行われるような強力的入札、提案内容審査、

企画内容や業務遂行能力が最も優れた者と契約する方式であり、「競争性がある随意契約」とい、特異なものとなつた。

次に、競争単位の問題である。P.P.I.事業では、設計・建設・管理等の個々の事業をライフサイクル単位で統合して競争にかけるが、会計法の思想は、(例えば設計・建設・管理等の)個々の事業段階で行政にとって最も有利な(低価格)事業者に委ねることとするものである。さうに会計法の思案からすれば、現実に事業を行う者が入札するも

るのかもしれない。

上限拘束性の予定価格の設定が必要とされているため、「予定価格を伴う性能発注」となる。

イギリスは慣習法の国であり、フランスは選官デ克莱(政令・命令)で措置しているため、既存法との関係で問題にならないことはなかった。わが国では、1889年制定の仕様書発注をベースとする公

計法の上に、性能発注をベースとする官民連携事業を据え、しつくりしながる感がある。公共調達法といったものが叫ばれている現在、革が叫ばれている現在、